

二、構造用面材を受材以外で継ぐ場合は、間柱又は胴つなぎ等の断面は45mm×65mm以上とする。

2. 構造用面材の下地に、貫を用いる場合は次による。

イ. 贫は15mm×90mm以上とする。

ロ. 贫は5本以上設ける。

ハ. 最上段の貫とその直上の横架材との間隔及び最下段の貫とその直下の横架材との間隔は、おおむね30cm以下とし、その他の貫の間隔は61cm以下とする。

ニ. 贫を柱に差し通す場合は、両面からくさび締め又は釘打ちとする。

ホ. 贫の継手は、おおむね柱心で突付けとする。

ヘ. 柱との仕口は、柱の径の1/2程度差し込みくさび締め又は釘打ちとする。

ト. 構造用面材は、貫に確実に釘で留めつける。

チ. 構造用面材を継ぐ場合は、貫上で行う。

5.4.3 構造用面材 1. 受材を用いた構造用面材の張り方は次による。

イ. 構造用合板の張り方は、3'×9版(910mm×2,730mm)を縦張りとする。やむをえず、3'×6版(910mm×1,820mm)を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。

ロ. セッコウラスボードの張り方は、3'×8'版(910mm×2,420mm)を縦張りとし、やむをえず、3'×6版(910mm×1,820mm)を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。その上にセッコウプラスターを用いる場合は、9.4(セッコウプラスター塗り)による。

ハ. セッコウボードの張り方は、3'×8'版(910mm×2,420mm)を縦張りとし、やむをえず、3'×6版(910mm×1,820mm)を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。

2. 贫を用いた構造用面材の張り方は次による。

イ. 構造用合板の張り方は、原則として横張りとする。

ロ. セッコウラスボードの張り方は、原則として横張りとする。その上にセッコウプラスターを用いる場合は、9.4(セッコウプラスター塗り)による。

ハ. セッコウボードの張り方は、原則として横張りとする。

**大壁造の面材耐力壁** 1981年6月1日付け建設省告示第1100号によって、各種ボード類による耐力壁(面材耐力壁)の種類とその仕様が示された。張り方は、軸組に直接張る方法と胴縁を介して張る方法とがあるが、いずれの場合も、胴差、はり、桁及び土台等の横架材に確実に留めつけられなければ、大壁造の耐力壁として認められない。従って、室内面に使用する場合は、一般に床あるいは天井部分で面材が切れてしまうため、耐力壁としての倍率が設定できないこととなるので注意を要する。なお、釘の打ち方等については、仕様書に示したとおりである。

また、これらの面材耐力壁と従来の筋かい耐力壁等を併用する場合の壁倍率は、5倍を限度として、両者を加算することができる。

なお、その他の軸組については、同告示第1第9号により、建設大臣により認められた軸組によることとなっており、さらに壁倍率については同告示第2第7号により、建設大臣が個別に定めた数値を用いることになっている。5.3.1の表以外の材料でも、同告示に定めるもの及び建設大臣が個別に認定したものがある。

**真壁造の面材耐力壁** 1990年11月26日付け建設省告示1897号によって、建設省告示第1100号(1981年)の一部が改正され、真壁造の面材耐力壁が追加された。この面材耐力壁は、大別すると受材タイプと貫タイプに分類することができる。

受材タイプに使用する構造用面材は、軸組全体にわたって隙間無く設けなければならない。張らない部分を残した面材耐力壁は、耐力壁としての倍率が設定できないので注意を要する。また、釘の打ち方等については、真壁造の仕様書に示したとおりである。

なお、その他の軸組については、同告示第1第9号により、建設大臣により認められた軸組によることとなっており、さらに壁倍率については同告示第2第7号により、建設大臣が個別に定めた数値を用いることになっている。また、受材タイプ及び貫タイプとも5.4.1の表以外の材料でも、同告示に定めるもの及び建設大臣が個別に認定したものがある。

貫タイプに使用する構造用面材の場合は、最上段の貫とその直上の横架材との間及び最下段の貫とその直下の横架材との間は、構造用面材を張らない部分を設けてよいこととしている。これは室内面に使用する場合、一般に床あるいは天井部分で面材が切れてしまうために、従来、耐力壁として倍率が算定できなかったものを、貫タイプの場合に限り、倍率の設定を行えるようにしたものである。この場合、貫の配置は最上段の貫とその直上の横架材との間隔及び最下段の貫とその直下の横架材との間隔はおおむね30cm以下とし、その他の貫は61cm以下の間隔で構造用面材の下地としてバランスのよい配置をしなければならない。なお、釘の打ち方等については、真壁造の仕様書に示したと

おりである。

また、これらの面材耐力壁と従来の筋かい耐力壁等とを併用する場合の壁倍率は、5倍を限度として、両者を加算することができることとなっている。

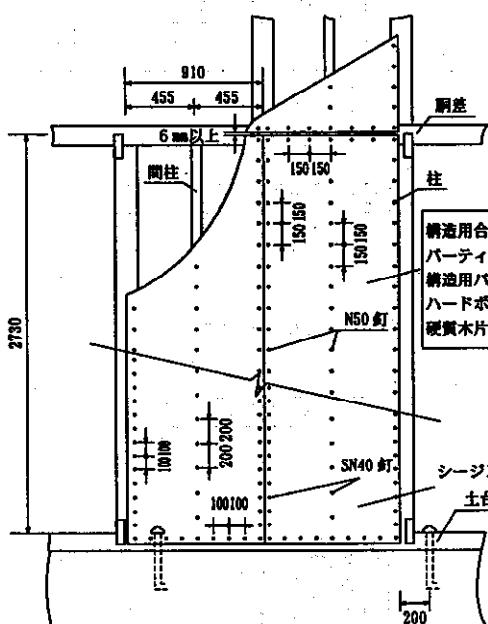
**構造用パネル** 構造用パネルとは、北米において開発された面材（ウェハーボード及びOSB（オリエンテッド・ストラップ・ボード））で、低質木材資源をチップ化し接着剤を使って熱圧成型して作られたもので、資源の有効利用の観点から合理的かつ効率的な材料である。

この構造用パネルの使用を可能にすることは、市場開放のためのアクションプログラム及び日米林産物MOSS協議において日米間で合意された事項であり、これらの材料については、JASの構造用パネル（昭和62年農林水産省告示第360号）として規格が制定されている。

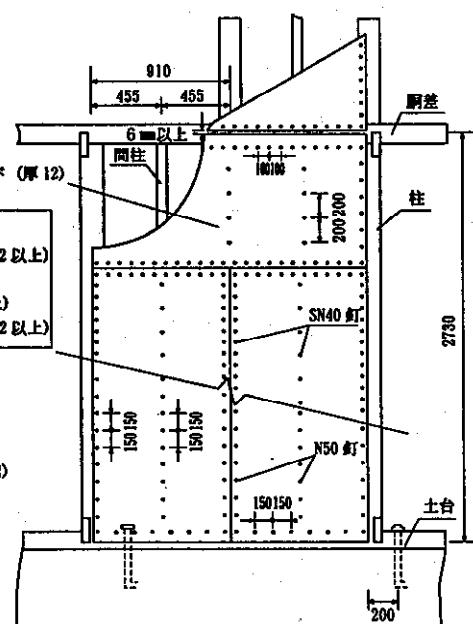
これらの材料は、木材小片にフェノール系接着剤等を用い、熱圧成型によって単層又は多層構造に成型されたものである。製造は、完全自動化工程で品質は安定し強度的にも優れている。

参考図5.2.1 大壁造における構造用面材の張り方

(A) 3' × 9' 版の縦張りの場合



(B) 3' × 6' 版張りの場合

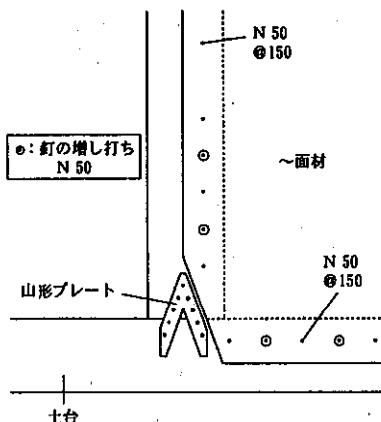


(注1) アンカーボルトの位置は柱心より200mm以内とし、なるべく耐力壁の外側に設けた方が良い。

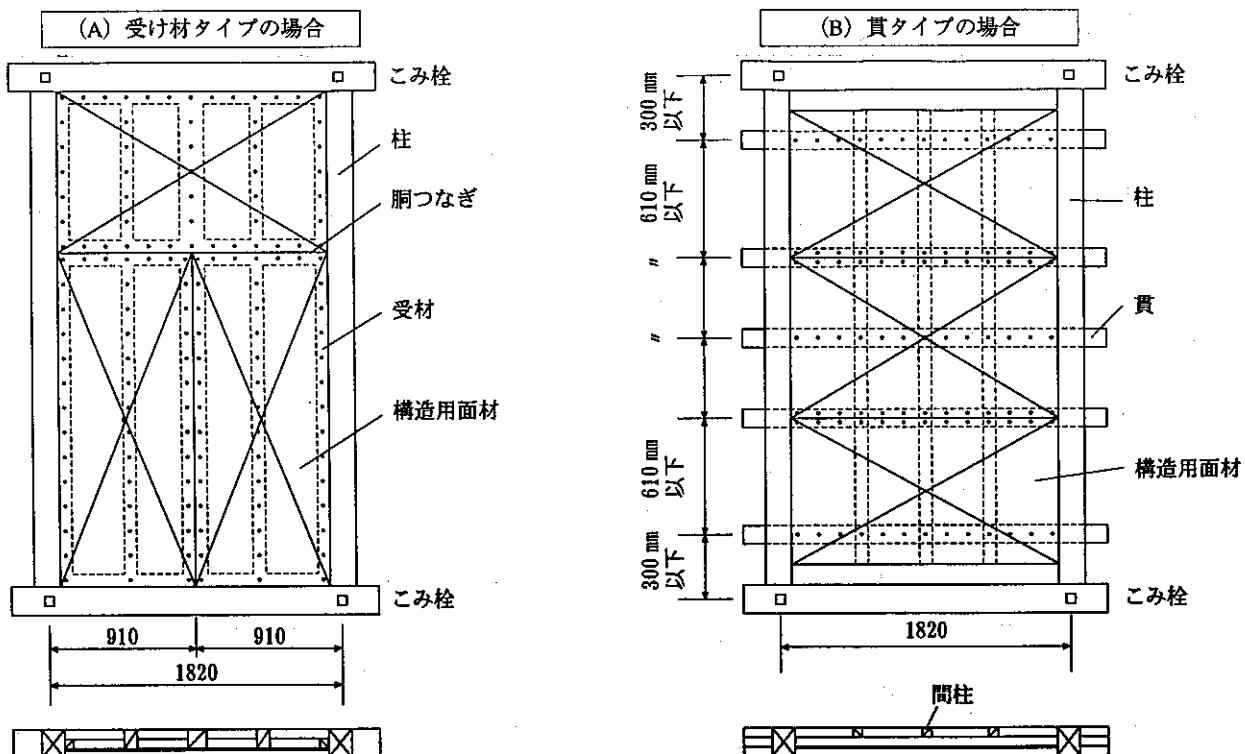
(注2) 構造用合板等の面材を用いた一体の耐力壁の場合、その両端の柱の上下端部を補強金物や込みせん打ちなどにより横架材（土台、胴差し等）に緊結することがより望ましい。

この際、特に補強金物を使用する場合、面材の下や上から補強金物を使用すると面材が浮いてしまったり、補強金物が下地材や仕上げ材のじゃまになるため、施工上の工夫を行うことが必要である。

右図は、大壁造の面材耐力壁において、面材の四隅を切り欠いて山形プレート（VP）を柱と横架材に直接釘打ちする施工方法の例である。この場合、切り欠いた部分によって隅部の釘1本を釘打ちができないため、図のように近傍に増し打ちすることが必要である。



参考図5.4 真壁造における構造用面材の張り方



参考図5.4 構造用面材を用いた真壁造における柱上下端部の接合方法の例

